

令和2年（2020年）6月15日

姫路市宿泊型児童館指定管理者 様  
姫路市立児童センター指定管理者 様

姫路市 こども支援課長

新型コロナウイルスの感染症に対応した児童センター・児童館  
の7月以降の運用について（事務連絡）

日頃より、児童厚生施設の適正な運営にご尽力いただきありがとうございます。

6月1日（月）より、各児童センター・児童館（以下「児童センター等」という。）における施設の利用を再開したところですが、7月1日（水）以降の運用については下記のとおりとします。

児童センター等に従事する職員及び利用者の皆様には、引き続き大変なご負担をおかけいたしますが、利用者及び職員の安全確保のため、ご理解、ご協力をいただきますよう、よろしく願いいたします。

記

- 1 運用開始日 7月1日（水）から
- 2 **7月1日以降も引き続き実施する感染拡大予防対策について**
  - (1) 体温の確認
    - ・利用者には、利用前に自宅で検温をするよう依頼して下さい。入館時に、体温を聞き取り、発熱（37.5℃以上）や体調不良が認められる場合は利用を断ってください。
    - ・**確認できなかった場合は、必ず検温をしてください。**また、次回来館の際には、検温の上、来館していただくよう伝えてください。
  - (2) マスクの着用
    - ・入館者に対してマスクの着用をお願いしてください。（但し、小学生以上。）
    - ・マスクを持ってこられていない方は、ハンカチマスクの作り方を伝え、ハンカチもない場合は、キッチンペーパーマスクの作り方を伝え、各自それを着用してもらってください。
  - (3) 利用者の連絡先の確認（小学生は学校名の把握）
    - ・利用者（保護者）には、緊急連絡先【電話番号】を入館カード等に記載いただくよう依頼ください。なお、小学生については、従来通り、入館カードに小学校名を記載いただきます。
  - (4) 利用時間の短縮（消毒時間の確保）
    - ・館内の手すり・ドアノブや遊具等などの消毒の時間を設けるため、日中、施設を閉鎖する時間帯を取り、終了時間も早めます。

開館時間・・・午前9：00～12：00 午後13：30～16：30

【日中の消毒・換気時間 12：00～13：30】

【終了後の消毒時間 16：30～17：00】

- (5) 換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底
- ・可能な限り、定期的に外気を取り入れる換気を実施してください。
  - ・窓の開放による方法の場合、1～2時間に一度、5～10分程度、窓を開け換気を行ってください。また、空気の流れを作るため、複数の窓がある場合、二方向の壁の窓を開放してください。
  - ・窓がない部屋は、入口扉を定期的に開放したり、換気設備を常時稼働することなどで対応してください。
- (6) 入館前後の手洗い、手指の消毒
- ・入館前後に、手洗い又は手指の消毒するよう声をかけてください。
  - ・手指の消毒を促せるよう、設置場所を工夫し、チラシなどを掲示してください。
- (7) 施設備品、玩具などの消毒
- ・使用する玩具を減らしたり、日や時間ごとに玩具を入れ替えるなど、消毒しやすい工夫をしてください。
  - ・日中、施設を閉鎖する時間帯を作り、消毒・換気タイムを設けます。  
消毒・換気時間 「12：00～13：30」「16：30～17：00」
  - ・消毒すべき箇所は、手の触れ得る遊具、ドアノブ、手すり、トイレの便座など。
- ・なお、利用禁止としておりました、図書及び砂場については、7月1日以降、利用可能とします。ただし、利用前後に必ず手洗いや手指消毒を実施するよう利用者に声をかけてください。
- (8) 玩具の配置や個数の制限
- ・子どもがある程度距離をとって過ごせるように、玩具やマットを離して配置したり、空いている空間を多くとるため玩具を減らす等の工夫をお願いします。

### 3 年齢別利用時間の解除について

利用者の年齢によって利用時間を分けていましたが、7月1日以降は制限を解除します。ただし、各児童センター等において、密にならないよう必要に応じて人数を制限してください。なお、人数制限の考え方としては次のとおりとします。

- ・各部屋において実際に使用できる面積を確認(部屋の隅に遊具等がある場合はそれを除く)
- ・「乳幼児と大人1組あたり⇒7㎡」「子ども(小学生等)1人あたり⇒4㎡」を目安として、人数を設定。

※なお、上記面積は、1組あたり・1人あたりのあくまでも目安です。状況に応じて、密にならないよう適宜対応ください。

#### 4 行事・イベントの実施について

7月1日以降、原則、定例行事やイベントの実施を可能としますが、密にならないよう人数制限を行ったり、料理教室などの飲食を伴う活動や子ども同士の身体接触がある活動などは避けるなど、状況に応じて適宜ご対応ください。また、参加人数の制限は、上記人数制限の考え方を参考にしてください。なお、参加者の募集や運用については、申込制としたり、利用者が多くなった場合、その都度利用制限をするなど、方法が多岐にわたると思われませんが、各児童センター等により行事内容や地域性など状況が異なると思われしますので、方法については、各児童センター等で検討いただき、ご対応ください。

#### 5 館内における飲食について

館内の飲食については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため原則禁止としてください。（熱中症予防のための水分補給は除く。）

#### 6 日常的な感染症予防の実施について

児童センター等の職員は、マスクの着用、こまめな手洗い、施設への立入りの際のアルコール消毒薬の使用等、複合的な感染症予防に日常的に努めてください。また、利用者に対しても、本市や国等が作成した掲示物を館内に掲示する等の方法により、同様の感染症予防に努めるよう周知してください。

#### 7 施設利用に係るお知らせの周知について

7月1日以降の施設利用に係る各種お知らせ【引き続きお願いする事項（利用時間の短縮、マスクの着用、体温の確認等）、年齢による利用時間制限の解除、及びイベント行事に関するお知らせ等】については、各児童センター等のホームページへの掲載及び館内の掲示により、利用者に速やかにかつ広範に周知してください。

#### 8 その他

今後、本市内において新型コロナウイルス感染者が発生した等の理由により、市内小・中学校が休校する等の状況になった場合は、児童センター等についても休館をお願いしたり、利用制限などを行う可能性があります。

【問い合わせ先】

こども支援課 有本

TEL:079-221-2144